

米に関するマンスリーレポート（北陸版） （令和5年11月号）

特集 令和5年産米の農産物検査結果（令和5年9月30日現在）及び高温・少雨の影響と対策

【検査概況】

- 1 北陸農政局管内の9月30日現在の検査数量は、水稻うるち玄米で489.1千トン、水稻もち玄米は30.6千トン、醸造用玄米は12.1千トン。
- 2 水稻うるち玄米は、4年産の検査数量739.8千トン（5年3月31日現在）の66.1%に相当。
- 3 高温・少雨の影響による白未熟粒の発生等により、水稻うるち玄米の1等比率は北陸で36.0%。

県名	検査数量（単位：トン）				等級比率			
	品種名	早晩性	高温耐性	検査数量	1等	2等	3等	規格外
新潟県	コシヒカリ	中生	-	189,711	3.6%	42.7%	50.9%	2.9%
	こしいぶき	早生	有	64,996	15.9%	73.9%	9.8%	0.4%
	ゆきん子舞	早生	有	19,237	56.8%	38.3%	4.3%	0.6%
	新之助	晩生	有	10,223	97.3%	2.5%	0.2%	0.1%
富山県	コシヒカリ	中生	-	54,313	43.6%	47.9%	8.4%	0.1%
	てんだかく	早生	有	13,392	88.8%	8.3%	2.6%	0.3%
	富富富	中生	有	4,740	95.1%	4.6%	0.2%	0.0%
	てんこもり	晩生	有	1,815	85.4%	13.9%	0.7%	
石川県	コシヒカリ	中生	-	29,792	73.2%	24.9%	1.6%	0.3%
	ゆめみづほ	早生	-	16,966	87.4%	11.3%	1.2%	0.0%
	ひやくまん穀	晩生	-	5,917	89.2%	10.5%	0.2%	0.0%
	つきあかり	-	-	2,077	84.6%	12.3%	2.9%	0.2%
福井県	コシヒカリ	中生	-	20,125	78.5%	17.4%	2.1%	2.0%
	ハナエチゼン	早生	有	19,034	91.1%	6.2%	0.7%	2.0%
	あきさかり	晩生	有	5,202	90.6%	5.6%	1.3%	2.5%
	いちほまれ	晩生	有	4,887	96.8%	3.1%	0.0%	0.0%
北陸	-	-	-	489,043	36.0%	39.2%	23.2%	1.6%

（注1）各県検査数量の上位4品種

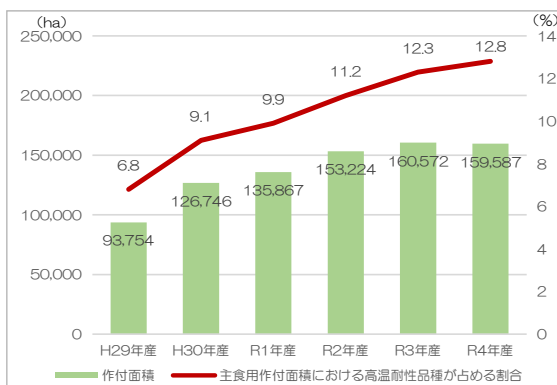
（注2）石川県は高温耐性について非公表

【高温・少雨による農作物への影響】



【高温耐性品種の作付状況（全国）】

- ・地球温暖化に伴い高温傾向が続くことが見込まれることから、高温耐性品種の導入、拡大を進めることが必要



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

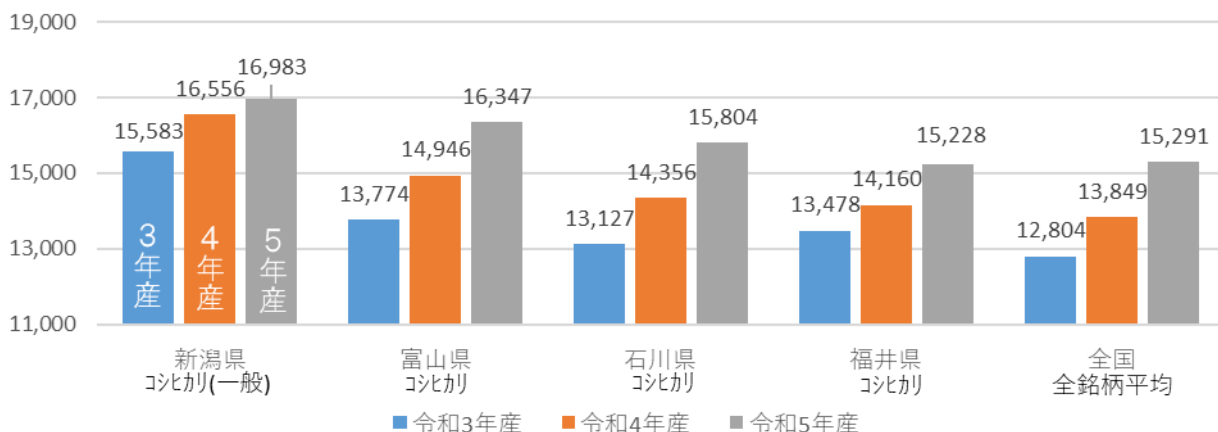
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



1 米の相対取引価格

令和3年産は出回りから翌年10月まで、令和4年産は出回りから令和5年9月までの平均価格、令和5年産は9月の価格

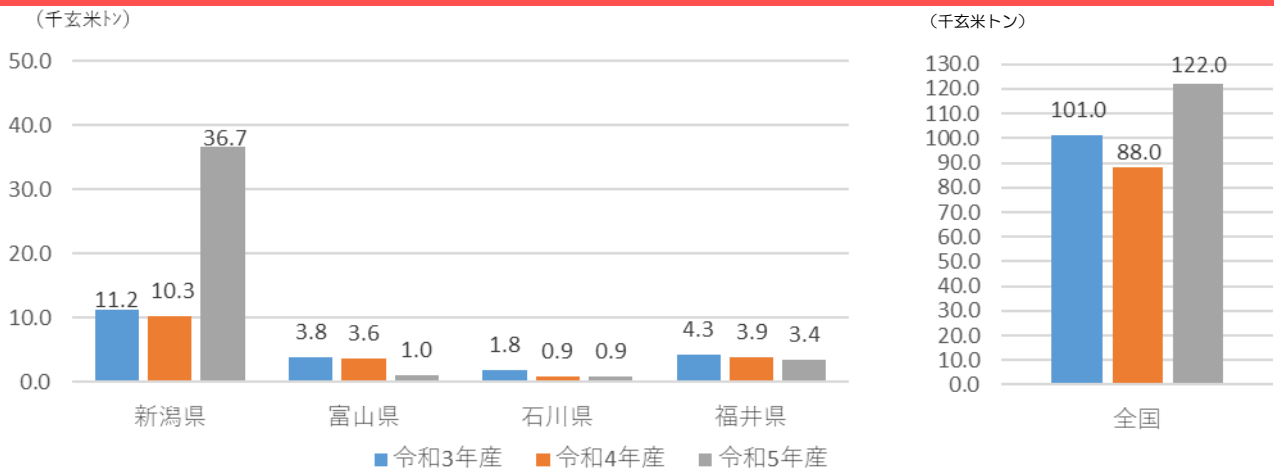
（円/60玄米kg税込）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 各年産の価格は、当該産地品種銘柄の出回りから10月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（5年産は令和5年9月時点の速報値）。

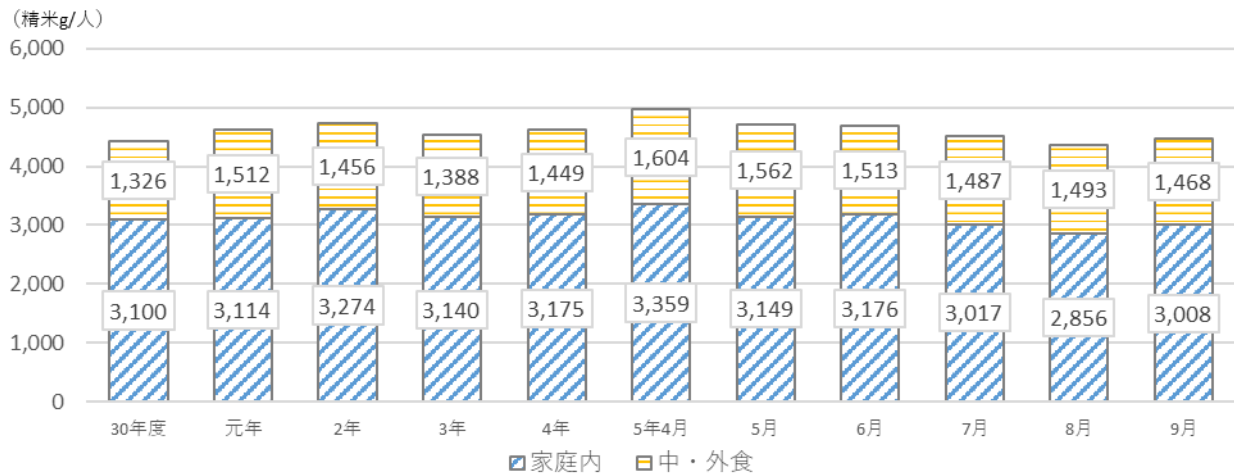
2 米の産地別販売状況（9月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

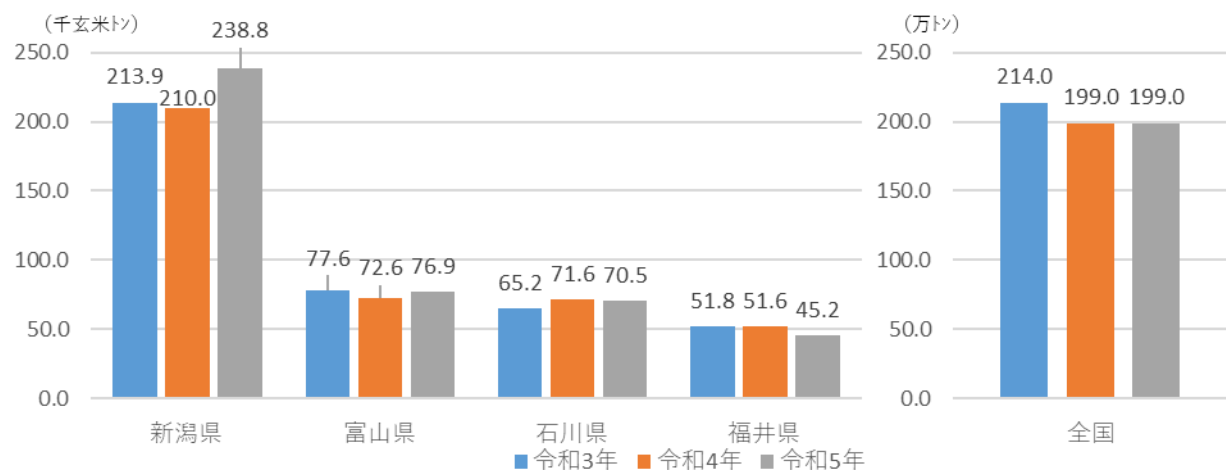
3 米の1人1ヵ月当たり精米消費量（米穀機構による調査）



出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

- 注：1 令和5年9月分の有効調査世帯数は1,603世帯。
 2 平成30～令和4年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。
 3 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。
 4 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。
 5 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成30～令和3年度はH27国勢調査、令和4・5年度はR2国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

4 産地別民間在庫の推移（9月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
 2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。